

○高梁市保育士養成奨学金貸付条例施行規則

平成29年3月21日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、高梁市保育士養成奨学金貸付条例（平成29年高梁市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学金の申請)

第2条 条例第3条の申請は、高梁市保育士養成奨学金貸付申請書（様式第1号）に、連帯保証人2人が連署し、条例第2条第2号に規定する学校等の長の奨学生推薦書（様式第1—1号）、在学証明書及び現住所を証明する書類を添え、市長が定める期限までに行わなければならない。

(連帯保証人の資格)

第3条 前条の連帯保証人は、次の各号のいずれにも該当する2人とし、そのうち1人は高梁市保育士養成奨学金（以下「奨学金」という。）の貸付けを受けようとする者の親権者又はこれに類するものでなければならない。

- (1) 成人であること。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人でないこと。
- (3) 返還能力を有していること。

(貸付の決定及び通知)

第4条 市長は、申請書を受理したときは、奨学金の貸付けについて適否を審査し、奨学金の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、高梁市保育士養成奨学金貸付決定通知書（様式第2号）により、奨学生に通知するものとする。

(借入証書等)

第5条 前条第2項の通知を受け取った奨学生は、速やかに連帯保証人2人と連署した高梁市保育士養成奨学金借入証書（様式第3号。以下「借入証書」という。）及び高梁市保育士養成奨学金借入返還（変更）計画書（様式第4号。以下「借入返還計画書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 奨学生は、貸付けを受けている期間においては、貸付けを受けた年度の翌年度以降毎年4月に、その年度の借入予定額及び借入予定額に係る借入返還計画を記載した借入証書及び借入返還計画書に在学証明書等及び現住所を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付の方法)

第6条 条例第6条の貸付けの方法は、期別の最初の月（奨学金の貸付けを決定した初年度の最初の期は、市長が定めた日）に、その期に奨学金の貸付けを行う額の全額を、あらかじめ奨学生が指定した銀行等の口座に振り込むものとする。

(貸付の再開等)

第7条 奨学生が休学により奨学金の貸付けを停止していた場合において、復学し、成業すると市長が認めるときは、第5条及び前条の規定に準じ、貸付けを再開するものとする。ただし、休学の期間は1年間を限度とする。

2 奨学生が条例第2条第1号の学校等（以下「学校等」という。）を卒業若しくは修了（以下「卒業等」という。）した後、又は進学したときは、さらなる貸付けはしないものとする。また、学校等を卒業等した後においても保育士となる資格を満たしていない場合に、新たな学校等へ在学することに至っても同様とする。

3 奨学生が学校等から短期大学又は大学（以下「大学等」という。）へ編入したときは、編入前の学校等の在学期間に、編入した大学等の正規の修学期間を加えた期間について、貸付けを行うものとする。ただし、貸付けを行う期間は、編入前の学校等の在学期間を含め5年間を限度とする。

4 奨学生が原級留置した場合において成業すると市長が認めるときは、正規の修学期間に加え、さらに1年間を限度として貸付けができるものとする。

(借入返還計画の変更)

第8条 奨学生は、第5条の借入返還計画書に記載した事項に変更があったとき、又は借入返還計画書に記載した事項を変更しようとするときは、市長へ変更の内容を記載した借入返還計画書を提出し、その承認を受けなければならない。

(借用証書等)

第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、貸付けを受けた奨学金の全額について、連帯保証人2人と連署した高梁市保育士養成奨学金借用証書（様式第5号。以下「借用証書」という。）及び高梁市保育士養成奨学金返還（変更）計画書（様式第6号。以下「返還計画書」という。）を、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 卒業等したとき。
- (2) 学校等を退学又は退所（以下「退学等」という。）したとき。
- (3) 奨学金の貸付けを廃止されたとき。
- (4) 奨学金の貸付けを辞退したとき。

(返還計画の変更)

第10条 奨学生であった者は、前条の返還計画書に記載した事項に変更があったとき、又は返還計画書に記載した事項を変更しようとするときは、市長へ変更の内容を記載した返還計画書を提出し、その承認を受けなければならない。

(返還の猶予)

第11条 条例第9条の規定により、奨学金の返還の猶予を受けようとする者は、高梁市保育士養成奨学金返還猶予（変更）申請書（様式第7号。以下「猶予申請書」という。）を市長に提出し、その承認

を受けなければならない。

- 2 前項の規定により市長の承認を受けて奨学金の返還を猶予された者は、当該猶予された事情が変更又は消滅したときは、速やかに市長へ猶予申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

(返還の免除)

第12条 条例第10条の規定により奨学金の返還に係る債務の全部又は一部の免除を受けようとする者は、高梁市保育士養成奨学金返還免除申請書(様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(返還の免除の額等)

第13条 条例第10条第1項に規定する免除の額は、奨学金の全額とする。ただし、奨学金の一部を返還しているときは、返還未済額の全額とする。

- 2 条例第10条第2項に規定する、心身の故障その他特別の事情は、重度の心身の故障により仕事等ができない状態になったとき、又は火災、災害等により奨学金に係る債務の返還ができないときとし、奨学金の返還に係る債務の全部又は一部免除の額は、市長が返還できないと認める額とする。

- 3 条例第10条第3項に規定する奨学金の返還に係る債務の一部免除の額は、保育士として、市内の保育所に勤務した期間を奨学金の貸付けを受けた期間の1.5倍の期間で除した数値に奨学金の返済に係る債務の全額を乗じて得た額とする。

- 4 条例第10条第4項に規定する奨学金の返還に係る債務の全部又は一部の免除の額は、奨学金の返還に係る債務の額(奨学金の返還済額を除く。)から、保育士として市内の保育所に勤務した期間を奨学金の貸付けを受けた期間の1.5倍の期間で除した数値に奨学金の返済に係る債務の全額(貸付金の総額)を乗じて得た額を差し引いた額(奨学金の返還に係る債務の額から返還済額を除いた額を超える場合は、その額とする。)とし、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(奨学金の返還特例)

第14条 前条第4項の奨学金の返還に係る債務の額の一部免除した後において、なお奨学金の返還に係る債務がある場合の返還は、条例第8条の規定に準じ返還するものとし、その期間は、貸付けを受けた期間の3倍に相当する期間から奨学金の返還を行っていた期間を差し引いた期間を限度として、月賦、半年賦、年賦又は一括、分割により返還しなければならないものとする。

(異動届)

第15条 奨学生又は奨学生の親権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに異動届(様式第9号)に、その事実を確認することができる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 卒業等したとき。
- (2) 保育士の資格を取得したとき。
- (3) 休学、復学又は退学等したとき。

(4) 進学又は原級留置したとき。

(5) 停学その他の処分を受けたとき。

(6) 本人、連帯保証人の身分その他重要な事項に異動のあったとき。

2 奨学生又は親権者が疾病等により、前項の届け出ができないときは、連帯保証人又は後見人若しくは家族等が届け出るものとする。

(死亡届)

第16条 奨学生又は奨学生であった者が死亡したときは、連帯保証人又は遺族は、異動届に戸籍抄本を添えて市長へ届け出るものとする。

(責務)

第17条 奨学生又は奨学生であった者は、学校等を卒業した後の就職先の選定及び決定について、自らの責任において行うものとする。

2 奨学生であった者の内、奨学金の返還をしている者及び奨学金の返還の猶予を受けている者は、奨学金の返還が完了又は償還金免除の承認を受けるまでの間、毎年4月に現住所を証明する書類等添付した、現住所届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

高梁市保育士養成奨学金貸付申請書

高梁市長 様

高梁市保育士養成奨学金の貸付けを受けたいので、高梁市保育士養成奨学金貸付条例施行規則第2条の規定により申請します。

申請者	氏名	Ⓜ	生年月日：	年	月	日		
	住所							
	本籍							
	学校又はその他の施設の名称及び所在地							
	入学年月日	年	月	日	卒業予定年月日	年	月	日
	条例第2条第3号の意志の有無						有	・
貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで (月分) A							
貸付金総額	円 (月額44,000円以下の額 × A)							
連帯保証人	氏名	Ⓜ	年	月	日生	申請者との続柄		
	住所					職業		
	本籍					年収		
	氏名	Ⓜ	年	月	日生	申請者との続柄		
	住所					職業		
	本籍					年収		

様式第 1 - 1 号(第 2 条関係)

高梁市保育士養成奨学金推薦書

氏名	(フリガナ)	生年月日		性別	
進学(在学) 学校・学部 等			年 月 入 学 年 月 卒業予定 (修業年限 年) (4月現在で記入してください。)		
学習評価	学習成績の評価		特定所見		
	評定平均値(5段階評価)	点			
人物評価	人物概評※		特定所見		
	A ・ B ・ C ・ D ・ E				
健康評価	健康概評※		特定所見		
	可 ・ 注意 ・ 不可				
推薦所見					
<p style="text-align: center;"> 推薦します。 上記の者は、高梁市保育士養成奨学生として、 推薦しません。 (いずれかに○) </p> <p>高梁市長 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">学 校 名</p> <p style="text-align: center;">職 ・ 氏名</p> <p style="text-align: right;">Ⓜ</p>					

※印の欄はいずれかに○をしてください。この推薦書は、密封して本人に渡してください。

様式第 2 号(第 4 条関係)

高梁市保育士養成奨学金貸付決定通知書

年 月 日

様

高梁市長

㊟

次のとおり高梁市保育士養成奨学金の貸付けを決定しましたので、高梁市保育士養成奨学金貸付条例施行規則第 4 条第 2 項の規定により通知します。

貸付決定番号	第 号
貸付決定年月日	年 月 日
貸付決定金額	円
貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで
(指示事項)	
備 考	

様式第3号(第5条関係)

高梁市保育士養成奨学金借入証書

年 月 日

高梁市長 様

借受人(奨学生)

現住所 _____

氏名 _____ 印

連帯保証人

現住所 _____

氏名 _____ 印

現住所 _____

氏名 _____ 印

次のとおり奨学金の借入れをします。つきましては、高梁市保育士養成奨学金貸付条例、高梁市保育士養成奨学金貸付条例施行規則その他関係法令に従い、高梁市保育士奨学金借入返還(変更)計画書のとおり返還します。

貸付決定番号	第 号		
貸付決定年月日	年 月 日		
借入金額等	年度末借入予定総額		円
	[年度借入額 円] [年度借入予定額 円]		
	内 訳	借入予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
借入金月額		円	

様式第4号(第5条・第8条関係)

高梁市保育士養成奨学金借入返還(変更)計画書

返還予定方法	返還予定期間	返還予定総額
月賦 半年賦 年賦 その他()	返還予定開始年月 年 月	円
	返還完了予定年月 年 月	
1回当たりの返還予定金額	月賦 ・ 半年賦 ・ 年賦 ・ その他() 円	
上記計画のとおり返還し、貸付けを停止又は廃止されたときは、条例及び規則の規定により返還します。		
奨学生 住所 氏名 ④ 生年月日 年 月 日 生		
備 考		

様式第5号(第9条関係)

高梁市保育士養成奨学金借用証書

年 月 日



高梁市長 様

借受人(奨学生)

現住所 _____

氏名 _____ 印

連帯保証人

現住所 _____

氏名 _____ 印

現住所 _____

氏名 _____ 印

次のとおり奨学金を借用しました。つきましては、高梁市保育士養成奨学金貸付条例、高梁市保育士養成奨学金貸付条例施行規則その他関係法令に従い、高梁市保育士奨学金返還(変更)計画書のとおり返還します。

貸付決定番号	第 号		
貸付決定年月日	年 月 日		
借 用 金	借用金総額 円		
	内 訳	借用期間	年 月 日から 年 月 日まで
		借用月額	円

様式第6号(第9条・第10条関係)

高梁市保育士養成奨学金返還(変更)計画書 (表)

返還方法		返還期間		返還総額	
月賦 半年賦 年賦 その他()		返還開始年月 年 月		円	
		返還予定年月 年 月			
1回当たりの返還予定金額		月賦 ・ 半年賦 ・ 年賦 ・ その他() 円			
条例及び規則の規定により返還します。					
奨学生	氏名	印	生年月日	年 月 日生	
	住所				
	学校等の名称				
連帯保証人	氏名	印	生年月日	年 月 日生	
			奨学生との続柄		
	年収	万円	勤務先		
	住所				
	氏名	印	生年月日	年 月 日生	
			奨学生との続柄		
	年収	万円	勤務先		
	住所				
備考					

様式第6号(第9条・第10条関係)

高梁市保育士養成奨学金返還(変更)計画書 (裏)

返還年月日	金額 (円)	返還年月日	金額 (円)
合計金額			

年 月 日

高梁市長 様

高梁市保育士養成奨学金返還猶予(変更)申請書

高梁市保育士養成奨学金の返還猶予を受けたいので、高梁市保育士養成奨学金貸付条例施行規則第11条の規定により申請します。

申請者	住所	
	氏名	⑩
貸付決定番号		第 号
貸付けを受けた期間		年 月 日から 年 月 日まで
貸付決定金額		円
既に返還した金額		円
返還未済額		円
返還猶予の事由		
※以下は、申請者は記入しないでください。		
区 分	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない	
承認条件又は理由		

年 月 日

高梁市長 様

高梁市保育士養成奨学金返還免除申請書

高梁市保育士養成奨学金の返還に係る債務の免除を受けたいので、高梁市保育士養成奨学金貸付条例施行規則第12条の規定により申請します。

申請者	住所	
	氏名	⑩
貸付決定番号		第 号
貸付けを受けた期間		年 月 日から 年 月 日まで
貸付決定金額		円
既に返還した金額		円
返還未済額		円
返還免除額		
返還免除の事由		
※以下は、申請者は記入しないでください		
区分	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない	
承認条件又は理由		

異 動 届

奨学生又は親権者

住所

氏名

㊟

高梁市保育士養成奨学金貸付条例施行規則第15条・第16条に規定する異動があったので、同条の規定により届け出ます。

貸付決定番号	第 号	
貸付けを受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで	
貸付決定金額	円	
異 動 事 由	記事	理由
卒 業	年 月 日	
保 育 士 登 録	年 月 日	
休 学 ・ 復 学	年 月 日	
退学・停学・その他の処分()	年 月 日	
進学・原級留置(留年)	年 月 日	
転 学	年 月 日 転学前校名() 転学後校名()	
死 亡	年 月 日	
その他重要な事項		

現住所届

奨学生(奨学生であった者)

住所

氏名

㊟

高梁市保育士養成奨学金貸付条例施行規則第17条の規定により届け出ます。

現在の状況 (該当する方へ○印)	奨学金を返還している 奨学金の返還猶予を受けている
貸付決定番号	第 号
貸付けを受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで
貸付決定金額	円
本籍地	
借用証書に記載した住所	
年4月1日の現住所	
本年中の住所移転の予定の有無	有 ・ 無
備考	

様式第1号 (第2条関係)

様式第1—1号 (第2条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第5条・第8条関係)

様式第5号 (第9条関係)

様式第6号 (第9条・第10条関係)

様式第7号 (第11条関係)

様式第8号 (第12条関係)

様式第9号 (第15条・第16条関係)

様式第10号 (第17条関係)